

個人旅行で訪れても、安心して楽しめるような道路案内看板標示、Wi-Fi、あと多言語通訳もできるタブレットなど、こういった整備も必要ではないかというふうに考えております。

そのほかに、超高齢社会への対応、体の不自由な方、子供連れ、こういった対応についても考えていく必要があるのではないかというふうに捉えております。

○**渋谷佐輔議長** 川村直人教育参事。

○**川村直人教育参事** 学習プラザ並びに運動公園陸上競技場のユニバーサルデザインの実態でございますけれども、バリアフリーに関係するものにつきましては、スロープ並びに身障者用トイレ、また、身障者用の駐車場を設置してございます。

また、ピクトグラムにつきましては、非常口並びにトイレ、駐車場に標示をしてございます。

議員おっしゃいましたISO規格のピクトグラムにつきましては、タンザニアの選手も長井マラソンに参加をしておりますし、長井マラソンのコースについても、国際規格をとっておりますので、今後につきましては、オリパラ関係の主要施設については、ISO規格のピクトグラムの追加設置なども必要かなというふうに思っております。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博公共事業推進調整参事。

○**青木邦博公共事業推進調整参事** 公共施設整備におけるユニバーサルデザインの設計方針についてお答えいたします。

特に社会資本整備におけるユニバーサルデザインの原則は、1つに公平、安全で使いやすいデザイン、2つに移動しやすく近づきやすいデザイン、3つに経済的なデザイン、4つに持続可能なデザイン、5つに美しくさりげないデザインが上げられます。

今後、展開される公共施設整備にあっても、エレベーターと階段の併設や自動ドア、多機能型トイレの設置、ローカウンター、段差のない

幅広い通路、わかりやすく複数の外国語標示のサインと、全ての人にとって快適な環境を整備すべく、設計に反映させていきたいと考えております。

また、ハード整備だけでなくソフト整備としても、サービスを提供する人の心の優しさや思いやり、心のユニバーサルデザインも教育、啓発していく必要があると考えております。

○**渋谷佐輔議長** 2番、浅野敏明議員。

○**2番 浅野敏明議員** それぞれお答えありがとうございました。質問が長くなりまして、再質問はできませんでしたが、おおむね質問に対してお答えをいただきまして、ありがとうございました。これで質問を終わります。

宇津木正紀議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位7番、議席番号1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** おはようございます。長井創生の宇津木正紀であります。

活力と生きがいのある長井市になることを願い、以下の2項目について質問いたします。一問一答で質疑を進めますので、簡潔で明瞭な答弁をよろしく願いいたします。

特定空き家の除去が今年度スタートしましたが、その内容を問い、さらに推進するための方策を考え、また、ランドバンク事業での再編整備や農地つき空き家などの優良空き家の利活用を聞きたいと思っております。

31年度の施政方針において、次のように述べられております。「人口減少に伴い、近年、空き家等が増加し、家屋の倒壊、景観への支障、防犯や衛生面といったさまざまな課題の対策が必要となっております。そのため、昨年1月に策定した長井市空き家等対策計画に基づき、空き

家の適正管理を図るとともに、利活用を推進し、予防から跡地利用までを視野に入れた対策を展開することで、安全安心な生活環境の保全を図ってまいります。倒壊などのおそれがある危険空き家については、平成30年度に創設した特定空家除去補助制度を活用し、国の財政支援を受けながら除去を促進してまいります」としています。

まず、議長の許可を得て資料を配付させていただきました。長井市空き家データということで、前回質問したときのに加え、最新と私は思っているんですが、新しいデータであります。

これによりますと、前年比で空き家が20件も減っていますが、減った理由はどのようなものによるものでしょうか、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。

毎年度、各地区長からご協力いただいた空き家の実態調査を行っておりますが、宇津木議員の資料にもありますように、平成30年3月31日現在、前年比20件減少し、総数で440件になっております。これは、各地からの情報に加えて、昨年度、空家等対策計画を策定したことにより、全ての空き家の固定資産台帳や住民基本台帳等を確認したところ、新たに空き家等となったものが39戸、解体や入居等により空き家等でなくなったものが59戸、内訳は解体が18戸、入居が25戸、二次的利用、例えば倉庫等の利用が16戸ありましたので、精査した結果により相殺で減少したものでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 新聞報道とか、きのうの一般質問でもあったんですが、長井市の空き家が今年度末に500件になりそうだというようなことなんですが、さらに440から500ということで、60件ほどまたふえるというような見込みなんですか、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。

現在の見込みとして、調査した時点で500戸程度になるという予測を立てているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 今年度、解体とか入居とか二次的利用で減ったものの、やはり空き家の増加はもう時代の流れとしては、このままほっぽっておくと、どんどんふえていってしまうということが、またわかってきました。ありがとうございます。

それでは、2番目の特定空き家の除去について伺います。

12月議会での私の予算総括質疑で、空き家対策の特定空き家に関する件について質問した折に、建設参事は次のように答弁されました。空き家解体の予算は、ことし1月に、もう去年になります。空家等対策計画を策定し、国の財政支援を受けられるようになりましたので、平成30年度繰越明許費で措置しています。これにより、工事費の5分の2が国庫で措置され、残りが市の一般財源となりますが、市分の一部は特別交付税で別途措置されることになるとのことでした。

特別交付税で別途措置されるのは、市分の残り、解体費の全体の5分の3であります。どれぐらいなのでしょう、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。

空き家対策に要する経費のうち、特別交付税として算定される額は、特別交付税に関する省令で定められております。基礎数字の額に0.5を乗じて得た額となっております。

今年度、市の直接工事として実施した栄町地内の空き家の解体の場合、事業費が238万1,400円のうち、市費が5分の3の142万8,840円でしたが、特別交付税の基礎数値としての事業費の5分の2の限度額、いわゆる補助額相当とな

りますが、それが95万2,000円となります。それに0.5を乗じた47万6,000円が特別交付税として当該年度措置される見込みでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** わかりました。238万円のうち特別交付税では47万円の交付ということで、大分有利な制度かなと思います。

次に進みたいと思います。民間で解体した場合は、どのぐらい国や市の財政措置が受けられ、民間の方の負担はどれぐらいになるのでしょうか、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。

今年度創設しました長井市特定空家除去補助金につきましては、国の空き家再生等推進事業を活用し、補助率5分の4、本市の場合、上限120万円で実施しておりますので、そのうち半分の5分の2、60万円が国からの交付金、残り5分の2、60万円が市の負担でございます。したがって、所有者の負担割合としましては、5分の1になりますので、事業費が150万円と仮定しますと30万円が自己負担ということになります。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 150万円の解体費用のうち個人負担がたった30万円できるということで、かなりお得な制度で、ぜひこれからも進めていきたいと考えております。

次に進みたいと思いますが、また、12月議会の私の予算総括質疑になりますが、建設参事は次のように答弁されております。長井市長名で所有者に対して特定空家等認定通知書を発送しております。本年度も50件に対して、同文書を配布しておりまして、あわせて、その方にはこういう空き家の除去の補助制度もあることをお知らせしています。特定空き家等に認定した50件の地区別の件数は、配布資料のとおり、一番下のほうに地区別の特定空き家数ということで

記載しましたが、50件の特定空き家の中で、今年度、30年度解体した空き家は何件で地区別はどのようになっているのでしょうか、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。

特定空き家等へ認定した50件の所有者等に対しては、5月23日付で認定通知と除去補助金の案内を送付し、補助申請の事前協議を受け付けてしております。その後、8月にも補助金の再案内と活用の意向調査を行っておりますが、最終的に交付申請に至って解体された空き家は5件でございました。

地区別では中央地区が2件、西根、伊佐沢、豊田地区が各1件で、空き家につきましては、地区内でも大変苦慮されておりまして、解体により地元住民の方からも大変喜ばれたところがございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 以前にも豊田地区のほうで、雪が隣の家に落ちてきて大変だという苦情が寄せられたところもありまして、これは大変よかったなと思っております。

この5件の中には栄町の除去した空き家は含まれているのでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** 栄町のケースについては、市が除去したという形になっておりますので、補助金という形は発生しておりませんので含まれておりません。ですから、全体として、空き家の解体ということでは6件ということになります。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 6件の空き家が除去されたということで、わかりました。

解体除去費用は、最低から最高までどのぐらいの金額になっているのでしょうか、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** 補助金の交付対象となる工事費には、家財道具等の処分費などは含まれませんので、建物の解体に要する費用、解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費、建物部分の整地費用が該当になります。

今回解体された空き家5件の補助対象経費としましては、最低が152万3,000円、最高が211万6,800円で、補助額はいずれも上限の120万円でした。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** やっぱ大きいところは200万円かかるということで、それでも80万円ぐらいの持ち出しで済むということで、これを今年度は初めてだから使っていただいたということではないかと思うんですが、後年度もこの制度を使うにはどうしたいんだろうと考えてるんですが、意向調査を行ったというふうに聞いて、通告してませんので、大体でいいんですが、意向調査は概要というのはわかる範囲でいいんですが、いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 通告外だったらちょっと。

○**1番 宇津木正紀議員** 通告外ですか。

○**渋谷佐輔議長** だったら、遠慮願いたい。

○**1番 宇津木正紀議員** わかりました。次回に回しますので、調べていただければと思います。

空き家の除去の補助制度をお知らせする文書は、これからも引き続き発送されたほうが効果的だと思います。来年度の対応はどのように考えているのでしょうか、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** 案内文書につきましては、補助制度を受ける際の要件等を概要としてまとめた内容となっております。対象となる建築物、交付対象者、交付対象工事、補助対象経費及び補助金の額、補助を受ける際の注意点を記載した内容となっております。

除去補助制度の創設元年ということもありまして、様子を見ている方もおられると思いますので、来年度につきましては、早急な対応が図られるように、例えばステージが勧告とか命令に上がると、この補助制度が使えなくなるということとか、固定資産税の特例の除外もされるというふうなことを示した上で、徹底した周知を行いまして、所有者みずからによる解体を促してまいりたいというふうに考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** ペナルティーがあるということをお知らせすることも重要なことだと思います。私としては、来年度の案内文書はことと同じ文書ではなく、例えば解体費用の8割補助ありと大きく見出しをつけるとか、具体的な金額で150万円の解体費用のうち120万円補助、自己負担が30万円と、そういうような具体的内容を記載して、利用促進したらいいかなと思うんですが、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** 当市の除去補助制度で特筆される事項につきましては、宇津木議員おっしゃるとおり、何と言っても補助率の高さと補助金額の大きさというふうに考えております。

市で実施する補助金というのはさまざまございますが、このように8割が補助で100万円超える金額を個人に交付しているという補助制度はほかにございませんで、そのあたりを強調しながら、この助成制度を活用していただけるよう工夫をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

3番目の県司法書士会との空家対策協定について伺います。

私はこれまで県司法書士会と空家対策協定を締結されるよう提言してまいりました。山形新

聞の報道によると、ことし2月15日、県内で5例目として、県司法書士会と長井市とで空き家対策を進めるための協定を結んでいただきました。大いに評価したいと思います。

協定内容については、所有者らが専門家の司法書士に相談できる体制を整えるほか、相続人調査や相続登記の促進、相続財産管理人の推薦などの面で協力し、安全安心な生活環境の確保を目指すとしています。

協定では、市が所有者や相続人からの専門的な回答が必要な相談を受けた場合、同会を紹介、同会は法律や相続、建物などの利活用に関し、必要な法的手続をアドバイスするほか、相続人の調査や特定といった業務に当たるとの内容であります。

県内での協定締結先進例が4自治体あります。先進自治体では、司法書士のかかわりによって、具体的にどのような効果があったのでしょうか、建設参事に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** このたびの山形県司法書士会との空き家等の対策に関する連携協定の締結についてですが、空き家に関する法律または相続及び契約に係る相談について、市が最寄りの司法書士を紹介した場合には、初回の相談が無料で受けられるようになります。司法書士会によりますと、この仕組みにより、所有者等の居住地が市外の場合には、県内最寄りの司法書士に直接相談できるところが利点であり、相談者の負担緩和になっているということでございます。

また、相続人や所有者等が特定できない場合など、法律に関する専門的な知識が必要で、行政のみではなかなか対応が難しい案件につきましても、市の申し立てにより相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人等、候補者の推薦をいただけるようになります。

先進自治体におきましては、財産管理人等の

推薦まで至った例はまだないということのようでございますが、行政ができる範囲を超えて、相続人や所有者を特定できない場合、司法書士の協力を得ながら、財産管理人等を選任してまいりたいというふうに考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** この協定によって、初回の相談が無料になって、直接相談が可能だということで、将来は財産管理人の推薦まで進めたいということ、理解できたところです。

それでは、4番目のランドバンク事業について入りたいと思います。

山形新聞のをまた引用させていただきますが、山形新聞の報道によりますと、上山市では今春、空き家や空き地などを一体的に再編し、良好な宅地を生み出すランドバンク事業を始める予定だそうです。市や地元不動産会社、大学、関係団体がNPO法人かみのやまランドバンクを設立、敷地や隣接する道路が狭く、処分や活用がしにくい市中心部の空き家の解体や売却を進め、道路を含めて周辺一帯を官民一体で再編整備し、土地の価値を高めて子育て世代の定住促進を目指す、上山市の建設課では、市中心部に居住を望む子育て世代の声があるが、分譲地が少ない、市も積極的に物件の掘り起こしにかかわり、土地の再編を進めることで課題を解消し、若い世代のニーズに合った良好な環境の住宅提供を図りながら、定住促進につなげていきたいとしております。

長井市でも全く同じような事業をすべきとは思いませんが、参考になる事例と受け取っております。また、施政方針でも、跡地利用を視野に入れた対策を展開するということも述べられております。

市長の考えを伺いたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** ランドバンク事業についてお答えを申し上げます。

最近、都市のスポンジ化ということがよく言われております。空き地や空き家が数多く発生し、その結果、未利用な土地が点在する都市、まちのスポンジ化が進んでいるということだそうでございます。

人口が減少し、市街地に使われない空間が小さい穴があくように生じて、密度が低下することは生産性の低下や行政サービスの非効率化、地域コミュニティの存続、治安や景観の悪化につながり、都市の衰退を招くおそれがあると懸念されております。

都市機能の再編として、まちの中心に機能を集約するコンパクトシティの取り組みがございますが、スポンジ化がとまらなければ、まちなぎわいは生まれませんので、その対策として注目されているのが、空き家や空き地などを一体で再編する、議員からありましたようにランドバンク事業であるというふうに認識しております。

宇津木議員からは、上山市でのランドバンク事業の取り組みについて、ご紹介、ご提言がありました。先月の21日に開催されました、長井市空家等対策協議会でも、委員の皆様から同様の提言を受けたところでございます。

ランドバンク事業は、民間では扱いにくい空き家や空き地、幅の狭い道路を一体で再編して、市街地再生を図るものでございますけれども、所有権の問題も絡んでまいりますので、実施に当たっては専門家の協力が必要不可欠であると捉えております。そういう点においては、本市の空家等対策協議会は、さまざまな分野の専門家の方から、委員を担っていただいておりますので、それぞれのお立場でできることをお聞きしながら、民間団体と一体となって対策を講じていくことが重要であると考えます。

空き家や空き地を官民の連携によって、主導的に再生や流通を促進できれば、空き家対策は大きく前進するものと思われまます。まずは空き

地や空き家が市街地のどこに点在し、再生できる箇所があるかどうかを把握した上で、本市におけるランドバンク事業が可能かどうか、検討してまいりたいと考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 空家対策協議会から、同様な提言があったということで、本当にありがたいなと感じます。

まず、どこにあるか把握することも、市のほうでぜひ進めていただきたいと感じました。

次、農地つき空き家について伺います。

総務省では、空き家利活用に向け、農地つき空き家を就農希望者に提供するなどの成果事例を紹介、参考にするよう呼びかけています。また、国土交通省は、移住希望者らに小規模な農地と空き家をセットで売却したり、貸し出しする際の手順に関して、地方自治体向けの手引を作成しました。この手引が示す手順では、農地つき空き家の所有者は、自治体が運営する空き家バンクに物件の住所や間取り、農地の種類などを登録、同時に小規模の農地も譲渡できるよう、農業委員会で面積要件の引き下げを申請し、それが認められれば物件情報の公開を始めるものであります。

農地つき空き家を提供する自治体の先進事例として、5年間で19件の実績がある島根県雲南市、兵庫県宍粟市、そこでは、遊休農地対策を兼ねて、小さな面積でも農地が取得できる農地つき空き家に取り組み、平成29年度まで9件が成約しています。このようなことについて、農業委員会会長に、農業委員会の見解を伺います。

○**渋谷佐輔議長** 寒河江忠農業委員会会長。

○**寒河江忠農業委員会会長** お答えいたします。

現在、農地つき空き家を取得する場合は、農地法の制限により、取得しようとする側の権利取得後の経営面積が50アール以上なければ許可をすることができないということになっており、この要件を満たさないと許可ができない状況に

あります。

一方で、宇津木議員からありましたように、要件に満たないような小さな面積でも農地が取得できる特例が、農地法では定められておりません。

また、全国的に見ると空き家とセットで農地を取得する場合、農地取得の下限面積を引き下げる自治体が徐々に出てきておることは確かです。

当置賜地方では、南陽市が平成30年8月から取り組みを開始しております。

本市における農地つき空き家の取り組みにつきましては、農業委員会におきましても、これまで農地専門部会を中心に検討をしてきたところであります。その中で、農地つき空き家の取り組みに肯定的な意見がある一方で、1つ目に、本市に農地つき空き家の相談があるのかどうかということ、2つ目に、稲作を主とした土地利用型農業が盛んな本市において、小規模な農地の所有を認めることは、担い手への農地集積、集約に逆行するのではないかということ、3つ目に、投機的目的での農地取得など、制度の悪用も考えられるのではないかという懐疑的な意見も出されているところであります。

以上のことを踏まえ、農業委員会としましては、農地つき空き家の取り組みについて、認める方向で検討をしているところではありますが、先行している自治体を参考に、1番目、許可に当たっては申請ごとに1件ずつ審査すること、2番目、農地利用計画書を提出すること、3番目、取得した農地を最低数年間は耕作目的で適正に管理していくことといった誓約書を提出していただくことなど、条件を整理して実施したいと考えているところであります。

なお、本市において、農地つき空き家の取り組みを実施するとなった場合の手続きであります。空き家とセットで農地を取得する場合の下限面積を農業委員会で議決した後、県知事に通

知をすれば、取り組みが可能となります。以後、申請があれば最短で2カ月で許可が可能となります。加えますれば、市長部局担当課との連携が、この一連の流れには肝要であるというふうに考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 長井市の農業委員会でも検討されてるということで、慎重になさられているようでありますので、理解したところですが、ぜひ少しずつ前へ進めていただいて、移住定住にも役立つような形で進めていただきたいと思っております。

総務省では、文書の送付や自治会の活用などで、空き家バンクの登録件数をふやすことに加えて、空き家の利活用だけでなく、移住者の観点から取り組むことが重要だとしております。農地つき空き家の取り組みについて、先ほど農業委員会の会長からありましたが、市長部局との連携も肝要だというようなことがありましたので、市長の考えを伺いたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

ただいま寒河江農業委員会会長がお答えになった農業委員会としての基本的な考え方を、私どもも尊重させていただきながら、できればやはり空き家等を利活用すべきだという、そういう観点から連携して進めたいと考えております。

水稻や大豆などの土地利用型の農業が長井の基本でございますけれども、小規模農地を取得しても農業だけで生計を立てていくのは難しいという考えがある一方で、ただいま議員からありましたように、総務省が平成28年度に行った田園回帰に関する調査研究というのがございませぬけれども、移住者に対するアンケート調査によれば、田舎に移住して趣味として農業を楽しみたいという回答が各世代を通じて多いことがわかっているところでございます。

また、近年は半農半Xという生き方が注目を

浴びていると言われております。これは1990年代に提唱されましたライフスタイルの一つで、自給自足のための農業と現金収入を得るための生業、なりわい、これをXと言っているんだそうですけども、これを組み合わせた働き方、生き方を指すと。これだと、田舎でも十分、何とか、生計を立てていくことができるという考え方だと思います。

このように長井市に移住して最初から生業として農業経営をすることは難しいかもしれませんが、趣味としての農業や自給自足のための農業をしたいという移住者のニーズに応えるとするならば、本市においても農地つき空き家の取り組みは有効であると考えております。

置賜では定住自給圏構想とあって、これがもう機構になって、長井のレインボープランの人たちも中心になって、そういった動きがございますけれども、これにつながるものだと思っております。

そして、これを足がかりとして、本格的な農業経営や企業につながることも期待できますので、ぜひ農業委員会はもとより、関係各課が連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 前向きな答弁いただきましてありがとうございます。

空き家対策は終わりにしまして、次に、重要文化的景観に入りたいと思います。

昨年の2月13日に最上川上流域における、長井の町場景観が国の重要文化的景観に選定されました。これからの事業について、内容を問い、よりよい事業に進展させ、まちづくりに活用することを願い質問したいと思います。

(1) 国庫補助対象の事業。国庫補助対象の事業が大きく4つあり、文化的景観に係る調査事業と保存計画策定事業、整備事業、普及啓発事業があるとの文化生涯学習課長が説明された

ことがありました。それぞれ4つの事業のうち、保存計画策定事業と整備事業の内容について、具体的な説明を文化生涯学習課長にお願いいたします。

○**渋谷佐輔議長** 佐々木勝彦文化生涯学習課長。

○**佐々木勝彦文化生涯学習課長** 文化的景観保護推進事業国庫補助対象事業4つのうちの2つについて、説明をするようにということでございます。

初めに、保存計画策定事業は、重要文化的景観の新規選定や追加選定に向けた保存計画の策定や見直し、さらにはそのために必要な測量や図化等の事業が対象となるものでございます。

本市におきましても、平成23年度より文化的景観選定に向けて取り組みを進めておりまして、この保存計画策定事業として、補助を既にいただいているところでございます。

2つ目の整備事業、これにつきましては、補助要項上、大きく4つに区分されておるところでございます。

1つ目は重要な構成要素の修理、集計、修復のために行う事前調査、整備事業実施に当たった整備計画の策定でございます。

2つ目は重要文化的景観を周知するために設置する標識、重要文化的景観や重要な構成要素について、現地で伝えるための説明看板の設置とその改修工事でございます。

3つ目は重要な構成要素への防災施設の設置、トイレ、休憩所、ガイダンス施設等の便益施設の設置等でございます。

4つ目に重要な構成要素となる物件の復旧修理、修景等工事などでございます。

来年度、整備計画を策定するように進めておりますが、この補助を受けて進めるべく計画しているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 特に私が整備事業の内容を着目したわけですが、4つの事業があると

ということで、後で、今、答弁いただいた部分を掘り下げていきたいと思えます。

それから、(2)の計画策定に入りたいと思えます。先の文教常任委員会協議会では、重要な構成要素建築物(以下構成要素)の具体的な進め方を定める、構成要素の民間所有者と協議しながら進めるとの説明でありました。構成要素となる物件の民間所有者の全ての方に対して調査されるのか、当該の物件の修復修理や修景工事等についてどのように調査し、計画を策定していくのか、文化生涯学習課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 佐々木勝彦文化生涯学習課長。

○**佐々木勝彦文化生涯学習課長** 来年度策定する整備計画は、重要な構成要素の修理、修景、修復する工事内容を定めることとなりますが、当然にして、全ての物件に対しまして、所有者のご意向を最優先にしなければならないものというふうに考えておりますので、重要な構成要素である建造物19件全てを調査すべきものというふうに考えております。

それをもとに検討委員会の協議を経まして、工事計画を定めるものというふうに考えています。

来年度の整備計画の策定の事前調査としまして、本年度に重要な構成要素の建造物を対象といたしました調査を、文化的景観調査検討委員会の建築の専門の先生方に実施していただいているところでございます。

これは構成要素である建造物19件全てを対象にしたものでございます。重要な構成要素である建造物の所有者の皆様から、歴史的経緯や使用状況、痛みぐあいなどをお伺いしながら、外見の特性や修理の必要な箇所を確認するとともに、所有者の補助事業のご意向及び将来に向けて公開、活用などのご意向など、現在のところの大まかな内容を伺うこととしております。

この調査結果をもとにしながら、来年度さら

に詳しい内容をお伺いしまして、想定される修理や整備事業の手續等について策定する整備計画に反映して、計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 構成要素の民間所有者の意向を、十分にくみ取って計画策定されるということが理解できました。

計画策定のスケジュールはどのように考えているのか、文化生涯学習課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 佐々木勝彦文化生涯学習課長。

○**佐々木勝彦文化生涯学習課長** 整備計画策定のスケジュールについてでございますけれども、来年度のスケジュールをご説明する前に、工事などを進める上での国庫補助の大きな流れにつきまして、ご説明申し上げたいというふうに考えております。

来年度の予算要望の拾い上げが6月に行われ、9月に県ヒアリング、年を越しまして1月に文化庁のヒアリングが行われ、いよいよ補助事業の準備が整う、このようなスケジュールになっております。

したがいまして、来年度の31年度に整備計画を策定いたしまして、32年度より、重要な構成要素となる物件の復旧修理及び修景等工事を進めるには、31年の6月までに所有者のご意向を踏まえた復旧修理計画を含む整備計画案を策定いたしまして、検討委員会にお諮りし、さらに実際の整備費用の見積もりなどを徴しながら、事業規模を確定する必要が生じてまいります。

このため平成32年度から、修理等の整備事業等を行うスケジュールは非常に難しく、どうしても平成33年度スタートにならざるを得ないものというふうに考えているところでございます。

31年度の整備計画策定におきまして、所有者のご意向や文化的景観調査検討委員会を複数回開催しまして、有識者のご意見を丁寧にいただきながら、当年度中に計画策定を目指してまい

りたいというふうを考えているところでございます。

また、並行しまして、各構成要素の単点での整備の方向性を示すものだけではなく、線で結び、面につなげ、宮エリア、小出エリア全体の中で文化的景観の構成要素と地域に存する史跡や文化財がお互いの魅力の相乗効果を発揮できる方策を検討しなければならないというふうを考えております。

そのためには平成31年度、32年度に文化的景観のPRや周知に引き続き努めまして、説明看板や標識などのサインの設置、重要な構成要素となります物件の復旧修理及び修景等工事の準備について取り組みを進めてまいりたいというふうを考えております。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** わかりました。31年度に計画をじっくりと策定して、32年度は県のヒアリング、国の申請、そして、33年度から本格的に始めると、わかりました。

それで、今の国の補助制度ですが、(3)に入ります。

昨年12月議会で浅野議員が一般質問された中で、重要文化的景観の保存、活用のために行う事業で、国の補助制度について質問されました。その際、教育長は、補助率について、国が2分の1で県が4分の1の上乗せ補助となっておりますと答弁されています。国が2分の1で、残りの2分の1は当該事業者が負担し、さらに上乗せして県が4分の1補助するのか、ちょっとこの辺わからなかったもので、整理をお願いしたいと思います。

さらに、教育長は、市独自の上乗せ補助を検討していきたいとも答弁しております。市独自の上乗せ補助はどのような内容なのか、これからの検討もあるでしょうが、現在考えている概略はどのようなものでしょうか、教育長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 平田 裕教育長。

○**平田 裕教育長** 重要文化的景観の整備事業に係ります、国や県の補助について説明をさせていただきたいと思います。

この補助制度につきましては、地方公共団体が経費を補助する事業に対して、国が補助する制度というふうになってございます。

その補助金の額は、地方公共団体、長井市が補助する経費の2分の1となっているところがございます。

それから、一方、県の補助のほうですけれども、県の補助は、「未来に伝える山形の宝」登録制度推進事業費補助金という、ちょっと長い名前ですけれども、文化的景観の整備に係る県の補助金がございます。これは、国庫補助の交付を受けて実施する文化的景観の整備事業を行う場合、国庫補助の額を除いた、控除した額の2分の1が補助率となっております。

この国並びに県の補助事業での補助対象者は、所有者に直接ではなくて、いずれも市町村というふうになっておりますので、いわゆる間接補助の流れになっているところがございます。

ちょっとわかりにくいので、具体的に例え、例でご説明申し上げたいというふうに思います。

仮に100万円の復旧修理費用を要した場合、市が所有者に対して、仮にですけれども、60%、つまり60万円補助するというふうにした場合、所有者は40万円の自己負担というふうになります。一方で、市は国から60万円の2分の1の30万円、それから、県から残りの30万円の2分の1の15万円、国と県合わせまして45万円の交付を受け、実質的な市の負担は15万円となるという計算でございます。この市で負担する15万円が、市独自の上乗せ補助分というふうになるものがございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** わかりました。わかりやすい説明ありがとうございました。ちょっと

理解できてなかったもので、よくわかりました。

(4)の説明看板の設置について伺います。

せっかく選定された重要文化的景観をまちづくりに活用する手だてを、何点か提案したいと思います。

議長の許可を得て、先ほどの資料の裏になりますが、外田山と古虚空蔵様、東山公園からの展望写真ということで配付させていただきました。説明看板を設置する適所を探すために、葉が落ちて展望がきく冬の時期に、外田山と古虚空蔵様、東山公園に行ってきたときに撮影した写真であります。外田山の階段上部と古虚空蔵様は、樹木が生い茂って展望がききません。古虚空蔵様から少し南に移動したら、最上川上流部の方向の展望は若干ありましたが、市街地方面は展望がききませんでした。それが、展望写真の上2つと真ん中の左側になります。これが1月12日でした。翌々日の1月14日も天気よかったですので、また、適地を探しに行っていました。東山公園からは良好な展望が得られ、構成要素となる町家などがあるまち並みの市街地を一望できました。

そこで、商工観光課長に伺います。

私が商工観光課観光係に在籍したとき、赤間茂樹課長とトラックで、栃木県鹿沼市から白ツツジを買い付けに行き、東山の公園に植栽して、その後、姉妹都市ドイツのゼッキンゲン市にゆかりのあるドイツトウヒを植栽して、ドイツの森を造成したことを思い出しました。

また、市では東山の公園に借地料を支出していると記憶していますが、どのような名目で幾ら支出しているのでしょうか、商工観光課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 赤間茂樹商工観光課長。

○**赤間茂樹商工観光課長** ご質問いただきました、ドイツトウヒや白ツツジが植栽されております場所につきましては、東山一帯であります市民の森、この市民の森の一環として、レクリエー

ション及び公園用地として、年額、市のほうで2万円で所有者からお借りしているところがございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** この市民の森公園に重要文化的景観の説明看板を設置することは可能でしょうか。

その前に、市民の森公園の整備の経過について、商工観光課長にあわせて伺います。

○**渋谷佐輔議長** 赤間茂樹商工観光課長。

○**赤間茂樹商工観光課長** この市民の森公園用地につきましては、東山一帯の市民の森構想というのが、以前ございまして、その一環として公園というふうに設定しているものでございます。

これは当時、東山の土砂採取が始められまして、その際に掘削された山が市街地、特につつじ公園のあたりから正面に見えるということで、緑化も兼ねまして、野外レクリエーション及び公園用地として活用しようということで、昭和58年から借地契約を取り交わしているものでございます。

その後、昭和59年にドイツ、バート・ゼッキンゲン市と姉妹都市調印をいたしまして、このときに市政30周年事業といたしまして、さまざまな行事が行われたわけですが、その中の一つとして、現地にドイツトウヒの植栽を行いました。

また、白ツツジの植栽行事、桜の植樹などを行い、花の長井を表現したいというふうな場所として、現在までお借りしているところがございます。以上になります。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 市民の森公園に、重要な文化景観の説明看板を設置することは可能でしょうか、商工観光課長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 赤間茂樹商工観光課長。

○**赤間茂樹商工観光課長** この場所につきましては、特に桜の時期なんです、長井市には最

上川堤防千本桜がございまして、それを一望できる場所がなかなかないというふうなことで、活用したいなというふうに考えていたところがございます。

その際、現在、市道金井神線の道路改良工事が行われておりますけれども、全線開通の折には、桜の景勝地として活用する考えでございました。

宇津木議員がおっしゃるとおり、市民の森公園からの眺望につきましては、最上川の千本桜、市街地、それから最上川、西山というふうな景観が見える、長井をあらわす非常によい景観が見られることから、将来的には整備も必要ですが、ビューポイントとして生かしていきたいというふうに考えております。

よって、ある程度、環境整備は必要になりますが、その際には、ぜひ、ご提案の看板などについては設置することは可能ではないかというふうに考えているところがございます。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** とても前向きな答弁、ありがとうございました。

市民の森公園に重要文化的景観の説明看板を設置することは検討してはいかがでしょうか、教育長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 平田 裕教育長。

○**平田 裕教育長** 文化的景観の説明看板を設置するというにつきましては、町場にかかる文化景観をPRし、その価値を広め、そして、重要な構成要素の活用を図る上で、大変効果的であるというふうに考えてございます。

ただ、問題が2つありまして、1つは重要文化的景観区域のエリア外に、ここはなっているということが1つです。ここに看板を、国庫補助の対象として事業をする場合ですけれども、範囲外に設置を行う明確な理由づけが必要というご指導をいただいているところがございます。その明確な理由がきちっと受けとめられれば大

丈夫ということがございます。

それからもう一つは、今、商工観光課長の話にもありましたけれども、土地所有者の方のご理解をいただいた上で、眺望スペースの確保あるいは通路の整備等々、日常的な管理なども必要になるかというふうに思いますので、その設置についてはそのような条件も考慮しながら検討しなければなりませんけれども、素晴らしい景観が望める場所でもあり、観光振興の面からも必要というふうに考えられますので、関係課と調整してまいりたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** ぜひ明確な理由をつけていただいて、エリア外であっても眺望がいいところですので、ぜひ進めていただければと思います。

構成要素の施設に説明看板をとということではありますが、市民の森公園に加え、構成要素となっている施設の前などに設置する説明看板は補助対象になると思います。構成要素の施設所有者の意向を調査し、設置することが希望があれば説明看板を設置してはいかがでしょうか。

それから、時間がかかるということでしたので、33年度からしかできないということで、説明看板を設置する前に保存計画を策定しなければならず、設置までまだまだ時間がかかると思います。

施政方針でも、文化的景観の価値や理念が市民に広く浸透するよう、啓発活動に取り組んでまいりますと述べています。構成要素の施設所有者からせつかく選定された重要文化的景観は、忘れないうちに早くPRしたほうがいいとのアドバイスを市民からいただいております。

まず、早くペーパーで選定されたことを示す文書を交付してはいかがでしょうか。そうすれば、構成要素の施設所有者の認識が高まり、PR効果もあると思います。教育長に伺います。

○**渋谷佐輔議長** 時間外でございますので、答弁

はいただけないことになってます。

(「新たな質問でないからいい」と呼ぶ者あり)

○1番 宇津木正紀議員 2分以内に入ればいいんじゃないですか。

○渋谷佐輔議長 2分以内に質問はだめだべ。

○1番 宇津木正紀議員 あと2分を超したら、新たな質問は入らない。私はあと2分前に質問に入っていました。だから……。

○渋谷佐輔議長 暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 0時03分 再開

○渋谷佐輔議長 改めて再開します。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○渋谷佐輔議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開会し、ただいまの質問の取り扱いについて協議しました。

宇津木議員の最後の質問は、質問時間の残り時間2分前を過ぎているため、答弁を求めることはできません。よって、これまでの質問を整理し、まとめに入ってください。

1番、宇津木正紀議員。

○1番 宇津木正紀議員 最後に長井小学校、学校だより、慈愛の森が隣組回覧になったことを紹介したいと思います。

長井市ボランティア体験作文特選に輝いた、

「水守アクションに参加して」。水守アクションとは、長井のまちの重要文化的景観をつくっている河川や水路での作業を通して、水とかかわり暮らす様子などについて理解をすとした目的でした。重要文化的景観とは、わずか61件しか選ばれてない大変貴重なものだそうです。水守アクションに参加して、川掃除の大切さを学びました。このように、子供たちにこれからの普及啓発を進めていただくことを願って、質問を終わります。

内谷邦彦議員の質問

○渋谷佐輔議長 次に、順位8番、議席番号4番、内谷邦彦議員。

(4番内谷邦彦議員登壇)

○4番 内谷邦彦議員 長井創生の内谷邦彦です。2つの項目について質問いたします。明確な回答をよろしく願いいたします。

最初に、人口減少対策に関連した項目について伺います。

私個人の考えですが、さまざまな問題の根源は人口減少ではないかと考えております。それでは、なぜ、これほど急激に少子化が進んだのか。少子化の原因はさまざまであり、それが絡み合っていると考えます。

まず、近年、女性の社会進出が進み、働いて収入を得る女性がふえた一方で、仕事と家事や子育ての両立が難しく、結婚をしない、子供を持たないという選択をする人も多くなっています。日本は、ほかの先進国に比べても労働時間が非常に長く、男女で家事や子育てを分担することが難しいことも背景にあるという指摘もあるようです。

次に、経済的な理由、国立社会保障・人口問題研究所の夫婦調査2010年によると、希望する